

天理市御経野児童館利活用に係る公募型プロポーザル審査要領

天理市御経野児童館利活用事業に係る公募型プロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 天理市御経野児童館利活用に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす事業者
- (2) 実施要領に規定する期限に、必要書類を提出した事業者
- (3) 実施要領に基づき、適正に書類を作成した事業者

2 審査の方法

天理市から参加要請を受けた事業者で、上記の条件を満たす者から提出された提案に対して以下の要領で審査を行い、評価基準により最優秀提案者を選定します。その結果は、提案があった全ての事業者に対して通知を行います。

- (ア) 一事業者あたり出席者は3名以内とします。
- (イ) 説明時間は、一事業者あたり1時間以内とします。（事業者によるプレゼンテーション30分、質疑応答30分を目安とします。）なお、パソコンを用いる場合、パソコンは事業者が持参し、説明できる準備をお願いします。（プロジェクター及びスクリーンは市で準備します）。
- (ウ) プレゼンテーションは、提案において特に力説したい点や口頭で補足したい点などを述べるようにして下さい。
- (エ) ヒアリング審査の詳細な日程は、該当者に通知を行います。
- (オ) 提出済みの企画提案内容の範囲内で、ヒアリング時の説明用資料の配付を認めますが、前日までに担当部局までデータを提出してください。ヒアリング当日は、事業者で配付資料を6部準備し、持参してください。

3 審査結果の公表

審査委員会は非公開とし、審査結果のみ市のホームページにて公表します。

天理市御経野児童館利活用に係る公募型プロポーザル提案書等評価基準

1. 評価方法について

- (1) 審査委員は、提出された事業計画書をはじめとする提案書類（以下「提案書」という）について、別紙の評価項目基準表の評価項目ごとに評価を行います。
- (2) 評価は提案書を絶対評価し、評価項目基準表に基づき、以下の観点で評価を行います。

○配点（5～0）の内容

- 5：特に優れている（高い効果が認められる）
- 4：優れている（効果が認められる）
- 3：ふつう（項目を満たしている）
- 2：やや劣っている（効果があまり認められない）
- 1：劣っている（効果が認められない）
- 0：妥当でない（不適當）

- (3) 提出された提案書は、ヒアリング審査までに審査委員全員に送付され、審査委員は評価項目基準表に基づき、事前に全ての事業者の審査を行います。
- (4) ヒアリング審査は、審査対象となる事業者が1事業者の場合でも行います。
- (5) ヒアリング審査において、事業者がプレゼンテーションを行い、その内容についての質疑応答を行います。その後、評価項目基準表の全ての項目について改めて評価を行います。
- (6) ヒアリング審査は、配点（5点満点）に係数（2～5）を乗じたものを評点とします。審査委員毎の総評点（250点満点）を算出し、審査員の総評点の合計を審査委員数で除したものを評定点とします。評定点が150点以上かつ最も高い事業者を最優秀提案者とします。
- (9) 評定点が150点以上かつ評定点が最も高い事業者が複数あった場合は、審査委員ごとに事業者の順位付けを行い、第1位評価をした審査委員の数が最も多い事業者を最優秀提案者とします。

2. 審査結果について

ヒアリング審査における事業者（最優秀提案者以外は、無記名）の審査結果は、市のホームページにて以下の事項を公表します。

- ・審査委員（無記名）毎の各項目の評点及び総評点
- ・第1位評価をした審査委員数